

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日)

△正誤

昭和五十四年三月鳥取県告示第二百六十七号中訂正  
昭和五十四年三月二十七日付鳥取県公報第五千三十七号  
中訂正

告示

## △告示 目次

### △告示

### 定期種牡畜検査の実施

漁船損害補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出

土地改良区の役員の就退任  
土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了  
都市計画事業の認可

都市計画事業の事業計画の変更の認可(三件)

河川法の規定による二級河川の指定の一部改正

### △選管告示

個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

鳥取県議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

△教委規則  
鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則

公民館設置、廃止及び設置者変更届出規則等を廃止する規則

**鳥取県告示第二百九十九号**  
鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

検査期日	検査時間	検査場所
昭和五十四年四月十七日	十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
昭和五十四年四月十八日	"	鳥取市国安 東部家畜市場
昭和五十四年四月二十三日	"	米子市吉岡 西部家畜市場
昭和五十四年四月二十五日	"	
昭和五十四年四月二十六日	"	

## 鳥取県告示第二百九十一号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求ることについての届出があつたので、漁船損害補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 三

届 出 事 項	指定漁船調査の縦覧期間	縦覧場所	理 事 角 永 見 芳 治 木 村 茂 修	中浜地区土地改良区	退任した役員の氏名及び住所	
					昭和五十四年三月三十日から昭和五十四年三月三十日まで	境港市小篠津町七八〇
柏尾 竹雄	西伯郡名和町 御来屋	松田新太郎	有 御来屋漁業協同組合	昭和五十四年三月三十日から昭和五十四年三月三十日まで	昭和五十四年三月三十日から昭和五十四年三月三十日まで	昭和五十四年三月三十日から昭和五十四年三月三十日まで
塩津 西伯郡中山町	柏尾 竹雄	加入区 中山	加入区 中山	中山漁業協同組合	中山漁業協同組合	中山漁業協同組合

## 鳥取県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

監事 永沢 令	桂木 由久	楠木 幸美	角田 修	理事 角永見芳治
足立 要一	永井 鉄雄	桂木 由久	角田 修	木村 茂
足立 要一	佐斐神町九七〇	新屋町八一九	角田 修	木村 茂
新屋町六一一一	佐斐神町九七〇	新屋町八一九	角田 修	木村 茂
新屋町六一一一	佐斐神町九七〇	新屋町八一九	角田 修	木村 茂

昭和五十四年二月二十五日第一回総会が開催されたので、土地改良法第

十八条第十三項の規定により同日退任

## 中浜地区土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 角 乙 次 境港市小篠津町七八〇

永 見 芳 治 四八三

松 篠 英

北 角 幸 美

楠 由 久

桂 木 啓

永 井 鉄 雄

足 立 要 一

永 沢 令

新屋町一一〇

佐 裕 神 町 一〇五六

新屋町一一〇

佐 裕 神 町 九七〇

新屋町六一一一

永 井 校

三三四五

昭和五十四年二月二十五日開催の第一回総会において総選挙の結果当選し、同年三月六日就任 任期四年

## 鳥取県告示第二百九十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米子市富益町字新開式

## 一起業者の名称

青谷町

## 事業の種類

井手野外活動広場

## 起業地

氣高郡青谷町大字井手字空浜及び字馬込地内

## 1 収用の部分

土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
2 使用の部分土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
3 なし

土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市二本木九四九番地

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

### 鳥取県告示第二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称  
鳥取県  
二 都市計画事業の種類及び名称  
倉吉都市計画公園事業 第五・六・一号打吹公園  
三 事業施行期間  
昭和四十六年五月十八日から昭和五十七年三月三十一日まで  
四 事業地  
変更なし

### 鳥取県告示第二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

276

一 施行者の名称  
境港市  
二 都市計画事業の種類及び名称  
米子境港都市計画道路三一三一三外港外江線  
三 事業施行期間  
昭和五十四年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで  
四 事業地  
使用の部分

境港市上道町字本川尻、字川尻谷及び字白波地内

なし

### 鳥取県告示第二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称  
倉吉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
倉吉都市計画公園事業 第三・三・一号上灘中央公園
- 三 事業施行期間  
昭和五十年九月十九日から昭和五十五年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地変更なし
- 五 事業地  
事業地に米子市車尾字放生會田、字砂際、字繩道、字河原毛田、字小深田、字折返及び字角江地内を加える。  
使用の部分変更なし

## 鳥取県告示第二百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号を次のように改める。  
二 溝川水系

## 鳥取県告示第二百九十九号

昭和四十一年三月鳥取県告示第百二十七号(河川法の規定による二級河川の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

名 称	区		間
	上	流 端	
溝 川			
左岸 島取市伏野字繩手之内七八〇番一地先	上	流 端	
右岸 同市伏野字大石橋四九九番地先			
左岸 島取市三津字乗越ノ式六五五番一地先			
右岸 同市三津字乗越ノ式六五五番三地先			
溝川への合流点			

- 三 事業施行期間  
昭和四十七年十一月十日から昭和五十九年三月三十一日まで

第十一号中西高尾川の項を次のように改める。

西高尾川	左岸 東伯郡大栄町大字西高尾字谷奥二番 一四〇地先	右岸 同町同大字同字二番一地先 由良川への合流点
------	------------------------------	-----------------------------

第十三号の次に次の一号を加える。  
十三の二 洗川水系

名 称	区		間
	上 流	端	
倉坂川			
左岸 東伯郡東伯町大字倉坂字 奥山内西秋葉一一四七番			
一地先			
右岸 同町同大字同字一一四七			
番一地先			
倉吉			
左岸 東伯郡東伯町大字倉坂字 中島			
一地先			
右岸 同町同大字			
字中曾			

第十五号中勝田川の項を次のように改める。

勝田川	左岸 東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭西 平八〇七番二三地先	右岸 同町同大字字勝田川頭東平八〇八番 一〇地先
-----	----------------------------------	-----------------------------

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

倉吉市選挙管理委員会及び東伯町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる地設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

施設の名称 所 在 地

倉吉市自主解放会館

倉吉市鍛冶町一丁目二九七一の二  
東伯町立文化センター

倉吉市鍛冶町一丁目二九七一の二  
東伯郡東伯町大字下伊勢三五五番地五

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和五十四年三月十三日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に關

する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

## 教育委員会規則

昭和五十四年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

昭和五十四年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 順

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

### 鳥取県教育委員会規則第三号

#### 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「一万九千円」を「二万九千円」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、昭和五十四年十月一日から施行する。

2 昭和五十四年四月一日前に奨学資金の貸与を受けている私立の大学に在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月三十日

**鳥取県教育委員会規則第四号**

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立盲学校、<sup>ろう</sup>学校及び養護学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

		鳥取養護学校	小学部	中学部	六年
		中 学 部	六 年	三 年	
		小 学 部	三〇人		
白兎養護学校		中 学 部	三 年		
		小 学 部	二四人		

を

		鳥取養護学校	小学部	中学部	六年
		中 学 部	三 年	三 年	
		小 学 部	四〇人		
皆生養護学校		中 学 部	三 年	三 年	
		幼 稚 部	二四人		

に改める。

(鳥取県立盲学校、<sup>ろう</sup>学校及び養護学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立盲学校、<sup>ろう</sup>学校及び養護学校学則(昭和五十一年三月鳥取県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

「第一節 養護学校の小学部及び中学部(第十六条—第二十四目次中 第二節 高等部及び専攻科(第二十五条—第三十二条) 第三節 幼稚部(第三十三条))」

条

「第一節 高等部及び専攻科(第十六条—第二十七条)」

を

第二節 幼稚部(第二十八条)

に、

「(第三十四条)」を「(第二十九条)」に、「(第三十五条・第三十六条)」を「(第三十条・第三十一条)」に、「(第三十七条)」を「(第三十二条)」に改める。

「第一節 養護学校の小学部及び中学部」を「第一節 高等部及び専攻科」に改める。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(編入学)

第十八条 校長は、編入学を希望する者がある場合において、その者が相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めたときは、欠員のあるときに限り、第二学年以上に入学させることができる。

2 前項に規定する学力の認定は、所要単位数に該当する教科に属する科目的試験による。

3 編入学の許可是、原則として学年の始めに行う。

4 編入学を希望する者は、入学願を校長に提出しなければならない。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

(転入学)

第十九条 校長は、高等学校又は他の盲学校、<sup>ろう</sup>養護学校若しくは養護学校

の高等部若しくは専攻科(以下「高等学校等」という。)の生徒で転入学を希望するものがあるときは、欠員があるときに限り、その者の

修得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

2 転入学を希望する者は、入学願にその者の在学する高等学校等の校長の在学証明書を添えて校長に提出しなければならない。

(再入学)

第二十条 校長は、退学後一年を経過しない者で再入学を希望するものがある場合において、支障がないと認めたときは、その者の修得した

単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

2 第十八条第四項の規定は、再入学について準用する。

第二十一条を削り、第二十二条第一項中「児童又は」を削り、同条を第二十一条とする。

第二十三条第一項中「児童又は」を削り、同条を第二十二条とする。

第二十四条中「児童又は」を削り、「小学校等」を「高等学校等」に改め、同条を第二十三条とする。

(第二節 高等部及び専攻科)を削る。

第二十五条から第二十七条までを削り、第二十八条を第二十四条とし、

第二十九条から第三十一条までを四条ずつ繰り上げ、第三十二条を削る。

第四章第三節を同章第二節とし、第三十三条中「第十七条、第十八条及び第二十条から第二十四条まで」を「第十六条、第十七条及び第十九条から第二十三条まで」に、「第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二十三条第二項」を「第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十二条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条を第二十九条とする。

第三十五条を第三十条とし、第三十六条を第三十一条とする。

第三十七条を第三十二条とする。

様式第三号中「(第十八条関係)」を「(第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十八条関係)」に改め、

就学義務の猶予	就学補助
又は免除の別	就学補助

予・就学免除 年月日から 年月日まで を記入。

様式第四号及び様式第五号中「(第二十二条関係)」を「(第二十二条、

第二十八条関係)」に改める。

様式第六号中「(第二十三条関係)」を「(第二十二条、第二十八条  
関係)」に改める。

様式第七号中「(第二十四条関係)」を「(第二十三条、第二十八条  
関係)」に改める。

様式第八号中「(第二十八条関係)」を「(第二十四条関係)」に改  
める。

様式第九号中「(第二十九条関係)」を「(第二十五条関係)」に改  
める。

様式第十号中「(第三十一条関係)」を「(第二十七条関係)」に改  
める。

#### 附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

公民館設置、廃止及び設置者変更届出規則等を廃止する規則をここに公  
布する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

#### 鳥取県教育委員会規則第五号

公民館設置、廃止及び設置者変更届出規則等を廃止する規則  
次に掲げる規則は、廃止する。

一 公民館設置、廃止及び設置者変更届出規則（昭和二十四年九月鳥取  
県教育委員会規則第十四号）

二 図書館設置、廃止及び設置者変更報告（届出）規則（昭和二十五年  
八月鳥取県教育委員会規則第九号）

三 青年学級振興法に基く青年学級の開設、廃止及び開設期間満了によ  
る終了報告規則（昭和二十八年九月鳥取県教育委員会規則第七号）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 正誤

昭和五十四年三月鳥取県告示第一百六十七号（建築基準法による道路の  
位置の指定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	誤	正
十二	上	一五〇・七五メートル	一五・七五メートル

昭和五十四年三月二十七日付鳥取県公報第五千三十七号中次の箇所に誤  
りがあつたので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
五 下 十三	教職員人事管理	学校管理の指導及び教職員の 人事管理

## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込みされる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

## 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部購  
読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

〔団体の場合、  
及び代表者名、団体タ

(印) (印)